

平成24年3月19日
予 防 予 第 1 号

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

共同住宅に設置する地区音響装置の設置指導について（通知）

近年の住宅は機密性及び防音性能に優れており、特に共同住宅については、建築基準法で各戸の界壁に遮音性能が求められている。

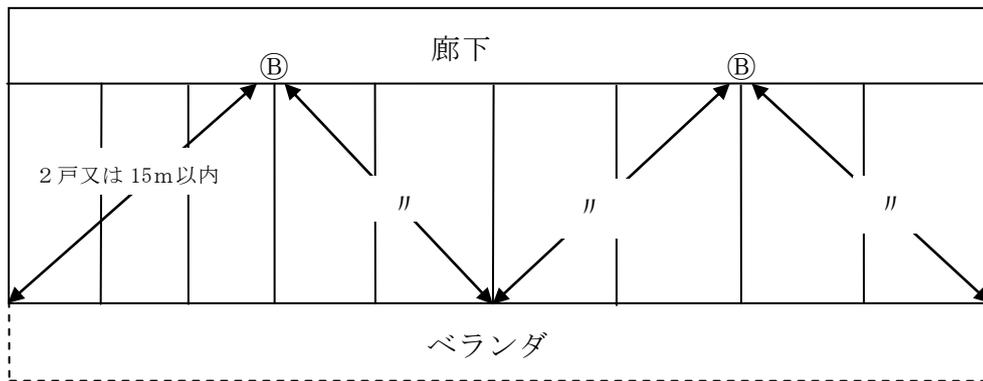
これにより、共同住宅に設置する自動火災報知設備又は非常警報設備の地区音響装置を、消防法施行規則に定める基準に基づき設置した場合、各居室に有効な音響が届かないおそれがある。

については、共同住宅に当該設備を設置する場合、次の基準に基づき設置指導をするものとする。

記

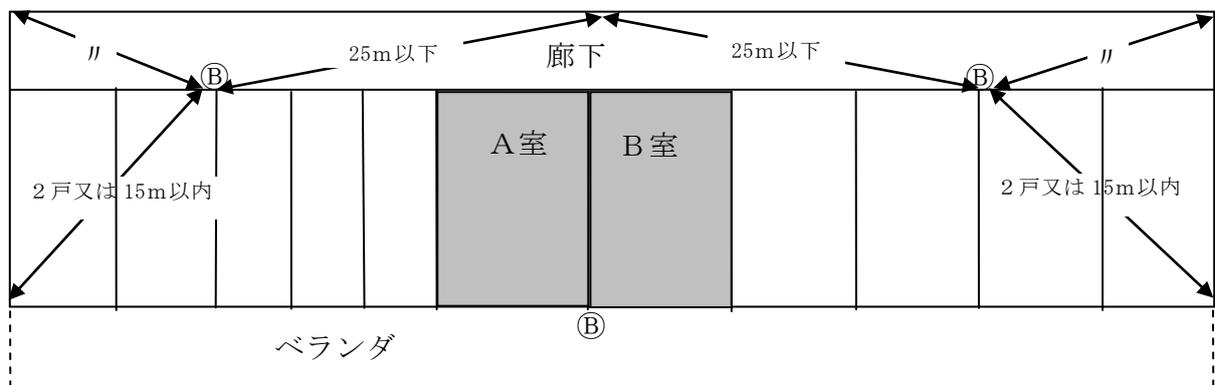
- 1 廊下型共同住宅等に設置する自動火災報知設備又は非常警報設備の地区音響装置は、ベランダ側にも設置するよう指導すること。
ただし、廊下側に設置された地区音響装置により、各住戸部分が、水平距離で1.5m又は2戸の範囲で有効に包含されている場合は、各居室に有効に音響が届くものとして取り扱い、ベランダ側の設置指導を要さないものとする。（例図1）
- 2 廊下側に設置する地区音響装置は、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離を2.5m以下となるよう設置し、ベランダ側に設置する地区音響装置は、廊下側に設置した音響装置に対し千鳥配置となるよう設置させるものとする。（例図2）
- 3 複数階の場合は、偶数階のベランダに設置することで足りるものとする。

《例図1》



廊下側に設置されている地区音響装置で2戸又は15mの包含ができているため、各居室に有効な音響が届くものとして、ベランダ側に地区音響装置の設置は要しない。

《例図2》



廊下側に設置されている地区音響装置に対し、千鳥配置となるようにベランダ側に設置。なお、ベランダ側の端部については、廊下側の音響装置により2戸又は15m以内の範囲で包含されている場合は、有効に音響が届く範囲として判断。